

第IV章

計画実現に向けた行動方針 4

～環境情報分野～

1 環境情報分野における環境情勢等の状況と体系

(1) 環境情報分野における環境情勢

環境問題は、都市環境分野にあるような身近な生活に関する問題から、今や、地球環境分野にあるような、地球規模での生物全体の問題として認識し、行動しなければ改善されないような状況となっており、環境問題に興味がある人だけが環境に配慮した行動をするのではなく、市民等・事業者等・市のすべての主体が、通常の日常生活や事業活動の中などすべての行動において、環境に配慮した行動を実践しなければならない状況となっています。

このような環境問題を改善していくには、都市環境分野、自然環境分野、地球環境分野の各項目にある環境に配慮した行動について、「すべての人がつながり、環境について自ら考え、ともに学び、ともに助け合い、絆をもって取り組んでいく」視点がなくてはなりません。

これらのことから、環境情報分野では、環境について学び、活動し、人材を育成し、情報を発信していきます。

近年、情報通信技術(ICT : Information and Communication Technology)の発達とともに、高度情報通信ネットワークが形成され、情報の伝達速度は格段に向上し、情報は高い拡散性を有することとなりました。

また、高度情報通信ネットワークは、ICTの発達に伴い、社会経済と結びつきコストダウン化され、行政事務の電子化、インターネットを利用した教育(e-ラーニング)、電子商取引(e-コマース)などの様々な分野で多種多様に活用され、市民生活にも爆発的に普及しました。

これによって、従来の本、冊子などの紙媒体やラジオやテレビといった電波を媒介とするものではなかったような双方向の情報の通信により、国内のみならず国外の情報についても、自らが必要とする情報を取捨選択し、かつ即座に入手することができるようになりました。

情報通信技術や高度情報通信ネットワークは、現代の環境問題の改善と環境に配慮した行動について、市民等の生活の質を向上させつつ、これらを推進していくことができる強力なツールとなりえます。

しかしながら、情報通信技術や高度情報通信ネットワークは、利便性・容易性・拡散性をもっていることから、正確ではない情報、誤った情報も存在することや、また、ICTの普及の遅れや関わり方の濃淡によりICT格差が生じ、情報格差を拡大させているという問題点もあります。

市では、これらのことから、テレビはむら(電波媒体)、広報はむら(紙媒体)、インターネットホームページ・電子メール(高度情報通信ネットワーク)、町内会自治会回覧板(紙媒体)など内容、相手によつての多様な媒体を活用し、さまざまな情報発信を行っています。



(2) 環境情報分野の行動方針体系

環境学習

誰もが生涯を通じて環境を学べるよう、事業者、学校、団体等と連携、協力、協働し、環境学習に積極的なまちを創出します。

方針 1	多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進
------	-----------------------

環境活動

誰もが環境活動に携われるよう、地域と連携したみんなで活動できる機会を充実し、環境活動が盛んなまちを創出します。

方針 1	多様な主体と協働した環境活動の推進
------	-------------------

方針 2	体験型環境活動の推進
------	------------

人材育成

環境学習、環境活動における引率的役割を担える人材を育成するため、人材育成機会を創出します。

方針 1	地域環境リーダーの育成
------	-------------

情報発信

環境に関する情報を収集し、適切に情報提供されるまちを創出します。

方針 1	環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進
------	--------------------------

2 環境情報分野の行動方針

2-1 環境学習

方針 1 多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進

(1) 多様な主体と連携してすすめる環境学習に関する状況

市内では、環境問題を改善するために、環境学習を行う市民等や事業者等が増えることにより、地域や多様な主体と連携した環境学習機会創出のニーズが増えています。

市では、生涯学習センターゆとろぎや図書館などの生涯学習関連施設を中心に、市民等や事業者等があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、学習・文化・歴史などの活動ができるよう必要な環境の整備を図るとともに、市民等や事業者等の多様な学習ニーズを踏まえ、これらに適切に対応するために必要な学習の機会の提供、情報の提供等を行い、生涯学習の推進を図ってきました。

小中学校における環境学習、市民団体と連携したみどりの環境教室やホタル観察会、NPO法人等と連携したリユース事業の運営、大学と連携した環境フェスティバル、企業と連携した環境講演会など、多様な主体と連携して環境学習を推進しています。



毎年6月中旬から7月上旬に行っているホタル観察会
市民団体との協働により、ホタルの生態などの学習と観察を行っています

多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進の進捗

管理指標	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
	4	6	8	
多様な主体と連携して行っている環境学習関連の事業数 (24年度 ホタル観察会、水辺観察会、緑の環境教室、環境フェスティバル(環境講演会を含む)、その他環境学習事業(出前講座など))				

(2) 環境行動指針

地域・市民・学校・団体・企業などの多様な主体は連携し、あらゆる機会を通じて環境・みどり・生物多様性などの環境学習を推進します。

各主体の主な環境行動

市民等	☆事業者等や市との協働により、多様な主体と連携した環境学習を推進します ☆環境学習機会へ積極的に参加するよう努めます
事業者等	☆市民等や市との協働により、多様な主体と連携した環境学習を推進します ☆従業員の環境学習機会への積極的な参加を推進します
市	☆市民等や事業者等と協働して、多様な主体と連携した環境学習を推進します ☆職員等の環境学習機会への積極的な参加を推進します

2-2 環境活動

方針 1 多様な主体と協働した環境活動の推進

(1) 多様な主体と協働した環境活動の推進に関する状況

市では、これまで、花いっぱい運動や町内会・自治会による環境美化活動など、多様な主体と協働した環境活動を推進してきました。

また、平成 24 年 5 月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 26 条に基づき、市内の地球温暖化対策地域協議会として「エコネットはむら」が設立され、竹炭による炭素固定活動、先進的環境活動団体とのディスカッション、羽村市環境フェスティバルの運営における協働など、環境問題全般について、幅広い活動を行っています。

平成 24 年度から開催している羽村市環境フェスティバルでは、市民・事業者・団体・小中学校・大学などの多様な主体と連携し、企画から運営までを協働することによって、環境活動を行う機会とするとともに、来場者には環境問題に関する啓発、各主体の活動成果の展示など、市内の環境活動について学べる場にもなっています。



エコネットはむらで行った、竹林整備などで不要となった枯れた竹を燃やして炭素固定する“竹炭”（消炭）づくりの様子、竹炭は土壌改良剤などとして活用しています
（竹炭づくりは、社会教育活動・竹林保全活動事由により例外として認められている焼却行為です）

多様な主体と連携した環境活動の推進の進捗

管理指標	19 年度値	現状（24 年度値）	計画の達成度合い	備考
		3	6	9

事業に関連のある環境活動団体の数
（24 年度 蛍研究会、稲荷緑地の会、羽村みどり東京計画実行委員会、エコネットはむら、環境フェスティバル運営委員会、美原里山保存会）

(2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が協働して、環境活動の機会を創出するとともに、主体的に環境活動に参加することによって、一層の環境活動の活性化を図ります。

また、多様な主体と協働した環境・みどり・生物多様性に資する環境活動を推進します。

各主体の主な環境行動

市民等	☆環境活動に積極的に参加します ☆環境活動を支援します
事業者等	☆事業所等の環境活動について検討します ☆環境活動について、多様な形で支援します
市	☆市民等や事業者等と協働して、環境活動を推進します ☆職員等の環境活動への積極的な参加に努めます

方針 2 体験型環境活動の推進

(1) 体験型環境活動の推進に関する状況

体験型の環境活動とは、参加者が自ら様々な環境や生物に触れ、学び、感じる“体験”によって、環境の大切さ、自然の大きさ、生物とのつながりなどを体と心で認識することができる重要な機会です。

市では、これまで、洋上セミナーなどの青少年教育などを通じて、自然環境などと直接触れ合う体験型の学習を行ってきました。

また、参加者が自ら採捕した多摩川の水生生物の生息状況等（生物相）から学ぶ水辺観察会や、東京島嶼部・臨海部・地域の環境や生物相を比較しながら、地域の相違により環境や生物の多様性があることを学ぶ環境教室など、幅広い体験型環境活動を行ってきました。



毎年、夏休みに市内を流れる多摩川で行っている水辺観察会の様子
自分達で採捕した水生生物を調べたり、水質判定・生態系などを学びます

体験型環境活動の推進の進捗

管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
	4	5	7	

環境学習要素をもつ体験型の環境活動に関連する事業数
(24年度 ホタル観察会、水辺観察会、緑の環境教室、崖線ウォークラリー、環境フェスティバル)

(2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が、連携・協力し、相互に支援することによって、体験型の環境活動機会を創出するとともに、各主体が体験型環境活動への積極的な参加を推進し、より一層の環境・みどり・生物多様性に資する体験型環境活動の推進を図ります。

各主体の主な環境行動

市民等	☆事業者等や市と協力し、相互支援によって体験型環境活動を推進します ☆積極的に体験型環境活動に参加するよう努めます
事業者等	☆体験型環境活動の推進と、多様な形での支援に努めます ☆積極的な従業員等の体験型環境活動への参加を推進します
市	☆市民等や事業者等と連携・協力して、体験型環境活動を推進します ☆体験型環境活動機会を創出します

2-3 人材育成

方針 1 地域環境リーダーの育成

(1) 地域環境リーダーの育成に関する状況

地域環境リーダーとは、環境問題の改善に際して、地域のリーダーとなる人材や環境学習、環境活動の際に中心的に活動することができる人材のことを指します。

市では、地域や多様な主体と協働した環境学習や環境活動を推進していますが、一度の参加で終わらないように、これらの参加者等について、環境学習や活動事業に企画・運営する機会を設け、継続して環境に関する事業に携わり、環境活動等のリーダーとなる人材の育成に努めてきました。

これらの地域環境リーダー育成に関わった参加者は、これまで培った知識や体験を生かして、ボランティア活動や企業活動などに携わる方、市の事業に継続して協働する方など、多岐に渡って活躍しています。



平成 23 年度実施の環境教室の様子。島嶼部と地域の環境や生物の異なりを、子どもの視点からまとめました。企画・運営、体験期間中の子ども達の引率や意見のまとめなどリーダーとしての様々な役割を大学生や社会人が体験しました。

地域環境リーダーの育成の進捗

管理指標	19 年度値	現状 (24 年度値)	計画の達成度合い	備考
		3 人	18 人	50 人

地域環境リーダー育成に関連する事業に携わったリーダー等参加者数の累計
(24 年度関連事業 八丈島環境教室、みどり東京計画実行委員会、環境フェスティバル実行委員会など)

(2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が、連携・協力し、相互に支援することによって、地域環境リーダー育成の機会を創出するとともに、各主体が主体的に地域環境リーダーの育成に努め、様々な場所や機会において、環境・みどり・生物多様性に関する問題、学習、活動のリーダーとなる人材の育成を図ります。

各主体の主な環境行動

市民等	☆事業者等や市と協働して、地域環境リーダーの育成を推進します ☆積極的に地域環境リーダー育成機会への参加に努めます
事業者等	☆市民等や市と協働し、相互に支援しあって、地域環境リーダーの育成機会を創出します ☆従業員の積極的な地域環境リーダー育成機会への参加を推進します
市	☆市民等・事業者等と協働して地域環境リーダーの育成機会を創出します ☆職員等の積極的参加を推進します

2-4 情報発信

方針 1 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

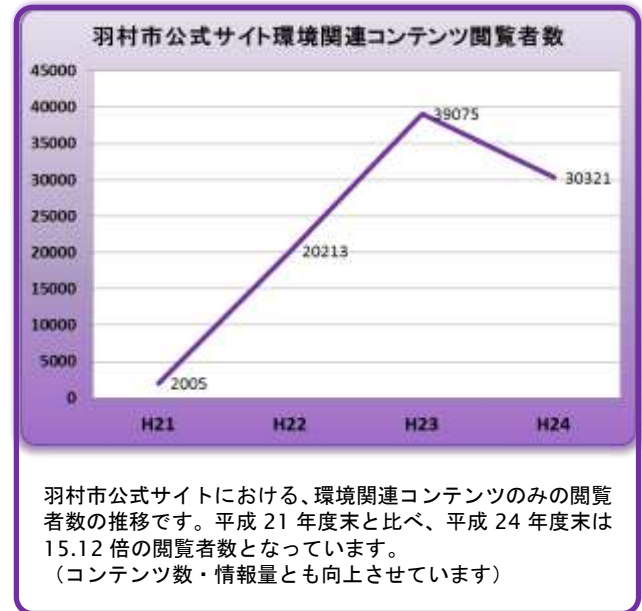
(1) 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進に関する状況

環境問題や環境の保全に資する学習・活動などを、市民・事業者・市等が協働して推進するためには、相互に環境に関する情報を共有化する必要があります。

しかし、高度情報通信ネットワークや情報通信技術の進展に伴い、正しいとはいえない情報も多く存在するようになってきました。

市では、広報はむらなどの紙媒体の情報発信に加え、テレビはむら、羽村市公式サイト、電子メールの配信、報道機関への情報提供などの多様な手段により情報の正確さと充実を図ってきました。

近年では、羽村市公式サイトにおける環境関連コンテンツの閲覧者数が飛躍的に向上していて、高度情報通信ネットワークや情報通信技術の進展により、環境関連情報の取得に高度情報通信ネットワークを選択する人が増えていることが伺える状況となっています。



環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進				
管理指標	19 年度値	現状 (24 年度値)	計画の達成度合い	備考
	—	30,321 件	36,385 件	
達成度合いは、羽村市公式サイトにおける環境関連コンテンツ数を充実し閲覧者数の増加を図り、年平均 2%を基準とします				

(2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が協働し、かつ主体的に、環境・みどり・生物多様性に資する環境情報について、相互に環境情報を発信・共有し、より一層の環境情報の充実に努めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆自らが得た環境情報を積極的に、正しく発信します ☆環境情報の共有化、正確な情報の取得に努めます
事業者等	☆主体的かつ積極的に事業活動等の環境情報を発信します ☆市民等や市と環境情報の共有化に努めます
市	☆市民等や事業者等と連携して、環境情報の発信の充実化を図ります ☆環境情報の共有化、正確な情報の発信と普及を推進します